

檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 小売業や物産販売所等の店舗用

令和2年6月8日
檜原村エコツーリズム推進協議会

1. はじめに

緊急事態宣言が解除され、檜原村として経済・社会活動の再活性化に向けての取り組みを進めるにあたり、村民が安心して生活できる居住環境を維持していくことはもちろんのこと、観光立村を標榜する当村においては、新型コロナウイルス感染症に対する不安要素を徹底的に排除した観光振興を進める必要があります。

檜原村では持続可能な観光として「エコツーリズム」を推進し、地域の自然環境やその自然とのかかわりから生まれた村の歴史・文化資源を持続的に保全し、その積極的な活用を通じた、活力ある観光地域づくりを進めています。

食料品や生活必需品を販売する小売店は、人々の生活に必要不可欠な業種です。また檜原村ならではの食やお土産品の販売も行う小売店は、檜原村の観光を支えるという側面も持っており、当村が進める「エコツーリズム」の推進においても欠かせない存在の一つであることから、この度、「檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（小売業や物産販売所等の店舗用）」を作成しました。

各事業者においては、必要と思われる部分においての実施を求めるものとし、新型コロナウイルスの感染予防に取り組んでいただきたいと思います。ただし、ガイドラインは感染防止を図っていくために、各箇所においてそれぞれの置かれている特性に合わせて、より有効な実施体制を作ってもらうための指針を示したものであり強制するものではありません。

2. 基本的な考え方

食料品その他生活必需品を供給する小売業は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。本ガイドラインでは、これまでに店舗において実施されている具体的な取組事例を中心として、事業者がそれぞれの業態、店舗の規模や立地などの実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示します。

また、小売店舗が事業を継続していく上では、従業員の健康と安全・安心の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

更に、店舗における感染予防対策を実効性あるものとし、顧客及び従業員にとって安全でストレスの少ない買物の場を実現していくためには、店舗及び従業員による適切な対応に加え、何より顧客の理解と行動変容が不可欠です。このため、本ガイドラインでは、買物エチケットに係る顧客への理解を得るための情報発信等に関し参考とすべき事項についても併せて示します。

3. 具体的な取組

(1) 店舗における感染予防対策

店舗には不特定多数の顧客が訪れることから、店舗の規模・立地条件や地域におけ

る感染拡大の状況などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、店舗における顧客及び従業員への感染拡大のリスクを下げるのが重要です。

具体的には、基本的な感染防止対策である、i) 身体的距離の確保、ii) マスクの着用、iii) 手洗い・手指消毒に取り組むとともに、店舗においては、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、店舗内の混雑緩和、店舗内施設の利用等に関する取組を行う必要があります。

このため、各事業者においては、店舗の実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、店舗における感染予防策の充実を図り、顧客や従業員の安全・安心を確保した上で事業を継続していくことが求められます。

① 身体的距離の確保

- 店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて、以下のよう
な取組を行う。

(国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年4月20日版)」において、「濃厚接触者」は「手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)」とされたこと、専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m(最低1m)空ける」とされたことも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。)

- ✓ 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- ✓ とりわけ、レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。
- ✓ サッカー台(会計後に袋詰めをする台)での顧客による袋詰め作業において、掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。必要に応じ、サッカー台を追加してスペースを確保することも考えられる。

② 清掃・消毒

- 従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。
- 店舗については、通常のコップに加え、店内の消毒等に関し、以下のような取組を行う。
- ✓ 買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。
- ✓ トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ✓ 不特定多数が共用する物品や顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。

③ 接触感染・飛沫感染の防止

- 従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取

組を行う。

- ✓ 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。（透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する。）
- ✓ レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
- ✓ 自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進する。
- ✓ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。
- ✓ 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。

④ 換気の徹底

- 店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

（新型コロナウイルス厚生労働省対策本部において、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いかについて、推奨される換気の方法を取りまとめており、ビル管理法における空気環境の調整に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30立方メートル）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないとの見解が示されている。推奨される換気の方法としては、機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法、窓の開放による方法などが推奨する措置として挙げられている。これらを踏まえ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。）

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること等により、室内の換気に努める。
- ✓ 必要に応じ喫煙室の利用を制限する。

⑤ 商品陳列等

- 商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会を削減するための以下のような取組を行う。
- ✓ 惣菜・ペーカリー等、顧客が自ら取り分ける販売方法についてはパック・袋詰め販売へと変更する。
- ✓ 食料品の試食販売を中止する。

⑥ 店舗内混雑の緩和

- 店舗の規模や立地条件などの実情に応じ、店内の人の密集を避けるための工夫として、以下のような取組を行う。
- ✓ 混雑につながるような販売促進策を自粛する。
- ✓ 事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮を呼び掛ける。
- ✓ 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼び掛ける。
- ✓ 混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法等を検討する。
- ✓ 1グループ1人又は少人数での入店を呼び掛ける。
- ✓ 必要に応じ高齢者・障がい者・妊婦等の優先時間帯の設定を検討する。

⑦ 店舗内施設の利用等

- 店舗内施設の利用等について、「三つの密」を避けるための以下のような取組を行う。
- ✓ イートインスペースを使用する場合には、テーブルの配置や間隔の確保に留意

するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。

- ✓ 休憩スペース等については、テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。

⑧ 店舗入店時の顧客に対する依頼

- 顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示・アナウンスの実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。
- ✓ 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
- ✓ 顧客の入店時のマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施を依頼する。

(2) 従業員の感染予防・健康管理

店舗の事業継続を確保するとともに、店舗における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

従業員の感染予防においては、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、

- i) 身体的距離の確保、
- ii) マスクの着用、
- iii) 手洗い・手指消毒に取り組むことが重要です。

また、各事業者においては、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底を図ること、飛沫感染と接触感染の防止策を講じること、対人距離を確保すること、バックヤードや事務所等における対策を講じること、感染予防・健康管理のための指導を行うこと等に取り組むことが必要となります。

このため、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、従業員の健康と安全・安心の確保に努めることが求められます。また、とりわけ就労に対する不安や様々な事情（妊娠、高齢者介護等）を抱える従業員に対しては配慮が必要です。

① 新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底

- 従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

- 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗い・手指消毒による感染防止の取組が必要であることを周知する。

③ 対人距離の確保

- 従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

④ バックヤード・事務所等での対策

- 従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、顧客が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取組を適切に実施する。

⑤その他、感染予防・健康管理に関する指導等

- ・ 職場において、顧客対応に伴う精神負荷も含め、従業員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、従業員に対し、以下のような指導を行う。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。
- ✓ 出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。
- ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、所属長に連絡し自宅待機する。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、所属長に連絡する。
- ✓ 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時等における手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ✓ 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。
- ✓ 従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。
- ✓ 従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。
- ✓ 店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取組を促す。

(3) 買物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信

買物の場における安全・安心を確保するためには、店舗及び従業員による適切な対応だけでなく、顧客の理解と協力が不可欠です。従業員と顧客が互いに協力しあって安全で安心な買物の場を作り上げていくという意識が大切です。

従業員だけでなく、顧客においても、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、

- i) 身体的距離の確保、
- ii) マスクの着用、
- iii) 手洗い・手指消毒に取り組むほか、買物エチケットに対する理解が必要です。

このため、以下のように、顧客に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要です。

① 対人距離の確保及び混雑緩和に係る理解促進

- ・ 対人距離の確保及び混雑緩和のため、以下の事項について、顧客に対し協力を呼び掛ける。
- ✓ 店舗内等においては他の顧客及び従業員との一定の対人距離を確保すること。
- ✓ 精算を待つ際は間隔を空けて並ぶこと。（複数人グループでの購入の場合にはできるだけ1人で精算すること。）
- ✓ サッカー台（会計後に袋詰めをする台）での作業は混雑を避け、速やかに行うこと。
- ✓ 予め購入品の計画を立てて来店するなど店内滞在時間短縮化を心がけること。
- ✓ 来店回数の削減に努めること。
- ✓ 混雑時間帯を避けての来店に努めること。
- ✓ 混雑が予想される店舗や売場などへは1グループ1人又は少人数で入場すること。
- ✓ 従業員への問い合わせや他の顧客との会話で不要不急のものは出来るだけ控え

ること。

② 感染防止対策への理解促進

- 感染拡大を防止する観点から、以下の事項について、顧客に対し協力を呼び掛ける。
- ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店を自粛すること。
- ✓ 入店時にはマスクを着用すること。また、入店後に飲食等のためマスクを外す際には、使用中のマスクを適切に管理すること。
- ✓ 消毒液が備え付けられている際には手指を消毒すること。
- ✓ 咳エチケットを徹底すること。
- ✓ 現金を数える際に指をなめるなどの感染懸念行為を行わないこと。
- ✓ 可能な限り購入しない品物への接触を避けること。
- ✓ 電子決済や自動精算機の利用により可能な限り従業員との接触を避けること。
- ✓ マイバックへの袋詰めは顧客自身で実施すること。
- ✓ 買物への外出時や帰宅時にマイバックの洗浄や消毒をすること。

③ サービスの内容変化に対する理解促進

- 接客やサービスの内容変化に関する以下の点について、顧客に対し理解を求める。
- ✓ 感染予防（従業員の対人距離確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が従来とは異なるものとなり得ること。
- ✓ 店舗において一時的に品薄商品や陳列棚における欠品が生じる可能性があることや、必要に応じて点数制限による販売が行われることがあること。

本ガイドライン作成は、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン／オール日本スーパーマーケット協会・一般社団法人全国スーパーマーケット協会・日本小売業協会・一般社団法人日本ショッピングセンター協会・一般社団法人日本スーパーマーケット協会・一般社団法人日本専門店協会・日本チェーンストア協会・日本チェーンドラッグストア協会・一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会・一般社団法人日本百貨店協会・一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会・一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会（令和2年5月14日）」を元に作成したものである。